

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 運営規程

(平成20年4月23日 規則第27号)

第1章 事業の目的及び運営の方針

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人双樹会が開設する養護老人ホームながと（以下「事業所」という。）が行う外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者（以下「利用者」といいます。）に対し、適正な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、特定施設サービス計画に基づき、事業所が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、事業所において利用者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるようにする。

第2章 外部サービス利用型特定施設職員の職種、員数及び職務の内容

第3条 (職員の職種、員数)

職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1 人
- 二 生活相談員 1 人
- 三 介護職員 7 人
- 四 計画作成担当者 1 人

2 前項各号に掲げる従業者の職務の内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者
事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員
利用者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 三 介護職員
利用者の自立の支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行う。
- 四 計画作成担当者
特定施設サービス計画の作成を行う。

第3章 入居定員及び居室数

第4条（事業所の名称及び所在地）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 養護老人ホーム ながと
- 二 所在地 大分県佐伯市弥生大字井崎981番地

第5条（入居定員及び居室数）

事業所の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 一 入居定員 50人
- 二 居室数 50室

第4章 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

第6条（内容及び手続きの説明及び契約の締結等）

事業所は、サービス提供の開始に際してあらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び事業所の名称並びに受託居宅サービスの種類、利用料の額及び改定の方法その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結するものとする。

- 2 事業所は、前項のサービス提供開始にあたり、介護保険被保険者証により被保険者資格、認定状況、有効期間を確認する。

第7条（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の取扱方針）

事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮しながら、日常生活に必要な援助を行う。

- 2 事業者は、サービス提供にあたって、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービス提供方法等について、十分な説明を行う。
- 3 事業者は、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。
- 4 事業所は、自ら外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

第8条（相談及び援助）

事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

第9条（特定施設サービス計画の作成）

事業所の計画作成担当者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、その抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、事業所並びに他の特定施設職員と常に継続的に連携し、特定施設サービス計画を作成する。

- 2 前項の特定施設サービス計画を作成にあたっては、その原案をあらかじめ利用者又はその家族に説明し同意を得るとともに、当該計画を作成し利用者に交付する。また、常に当該計画の評価を行い必要に応じて変更する。

第10条（利用料）

事業所が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前項までの利用料に係るサービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

第11条（利用料の変更等）

事業所は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業所は、前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとする。

第5章 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地

第12条（受託居宅サービス事業者並びに当該事業者の名称、所在地）

事業所が委託する指定居宅サービス事業所は、次のとおりとする。

- 一 花みずき指定訪問介護事業所 大分県佐伯市大字池田1699番地7
- 二 訪問看護ステーション長門 大分県佐伯市鶴岡町1丁目11番59号
- 三 中川園指定通所介護事業所 大分県佐伯市向島1丁目3番8号
- 四 花みずき指定通所介護事業所 大分県佐伯市大字池田1699番地7
- 五 株式会社ハートウエル 大分県大分市賀来北1丁目17番25号
- 六 九州福祉医療サービス株式会社 大分県大分市大字田尻446番地の3
- 七 ながと通所介護事業所 大分県佐伯市弥生大字井崎957番地

- 2 前項各号に掲げる事業所が委託する指定居宅サービス以外のサービスは、利用者の状況に応じて委託するものとする。

- 3 前項の指定居宅サービス以外のサービスは、指定訪問入浴介護、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護とする。

第6章 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

第13条（居室の移動）

利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとする。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次に各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができる。

- 一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき
- 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
- 三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るのに著しい支障があるとき
- 四 その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき

- 2 事業所は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができる。

第14条（居室移動の手続き）

前条第1項に規定する居室の移動を希望する利用者は、その理由を付した書面により管理者へ提出しなければならない。

- 2 事業所の管理者は、前項の書面を受理したときは、その理由その他外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の適切な運営を総合的に勘案し、その適否を利用者に書面をもって通知する。
- 3 前条第2項に規定により、事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、利用者の同意を得なければならない。

第15条（居室移動に係る費用負担）

前条第2項の規定より居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復しなければならない。

- 2 前項に規定する現状に復する費用は利用者の負担とする。

第7章 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用に当たっての留意事項

第16条（介護居室）

事業所は、利用者の居室は、1人部屋とし、タンス・ベッド・卓袱台等を備品として備えている。

第17条（一時介護室）

事業所は、介護を行うために適当な広さを確保している。

第18条（食堂）

事業所は、利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えている。

第19条（浴室）

事業所は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽・個別浴槽・脱衣室及び全身シャワー装置・リフト浴装置を設ける。

第20条（便所）

事業所は、必要に応じて各階に便所を設けている。

第21条（喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙に協力しなければならない。

第22条（飲酒）

飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒に協力しなければならない。

第23条（衛生保持）

利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力しなければならない。

第24条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔、テレビ等の音を異常に大きく出すなど、他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第25条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第26条（利用者の家族との連携）

事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保する。

第8章 緊急時等における対応方法

第27条（緊急時の対応）

事業所は、利用者の心身状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じる。

第28条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前条の規定に沿って対応するとともに、市町村等関係機関に連絡する。

第9章 非常災害対策

第29条 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し職員に周知するとともに、当該計画に従って、月1回以上の避難誘導訓練その他必要な訓練等を行う。

第10章 その他運営に関する重要事項

第30条（入退所の記録の記載）

入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

第31条（勤務体制等）

利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定めている。

2 職員の資質向上のための研修の機会を設けている。

第32条（協力医療機関等）

入院等の治療を必要とする入所者のために協力医療機関等を定めている。

第33条（掲示）

特定施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示している。

第34条（秘密の保持）

事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

第35条（苦情処理）

サービスに関する利用者およびその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置している。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。
- 3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。また、市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告する。
- 4 サービスに関する入所者からの苦情に関して、大分県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、大分県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、大分県国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善の内容を報告する。

第36条（虐待防止）

施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

第37条（地域との連携）

運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

第38条（記録と整理）

事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
 - (1) 特定施設サービス計画
 - (2) 受託居宅サービス事業者等から報告に係る内容の記録
 - (3) 受託居宅サービス事業者の業務の実施状況に関する記録
 - (4) 市町村への通知に関する事項の記録
 - (5) 苦情の内容等の記録

- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- (7) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録
- (9) 一部業務委託をしている場合はその記録
- (10) 法定代理受領サービスに係る同意書を受けている場合は、その書類

第39条（その他）

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人双樹会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成20年 4月23日から施行する。

附則

令和6年 3月 28日 改正（第36条に（虐待防止）を新定 以下繰り下げ）

令和6年 5月1日 改正（第12条（受託居宅サービス事業者並びに当該事業者の名称、所在地） 六の変更（事業所の所在地） 同七（事業所）の追加）